

[事案 2022-174] 入院給付金支払請求

・令和5年3月14日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

第5腰椎圧迫骨折、右腓腹筋筋挫傷で令和3年10月から同年11月まで入院（入院①）し、その後、同年12月から令和4年1月まで入院（入院②）したため、平成19年12月に契約した医療保険および平成29年11月に契約した緩和型医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、入院①については支払われたものの、入院②については約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

(1)入院②については、主治医がMRIにより骨折を認め、入院適応との判断をしている。

(2)入院①では、まだ痛みがあるにもかかわらず退院となった。その後、外来リハビリをしていたが、自宅での生活もままならず、妻に車を運転してもらってリハビリに通っていたものの車の振動でも痛みがあり、運転もできない状態であったため、再度入院した(入院②)。

入院②では、自宅療養や病院への通院がとても困難な状態であり、医師の管理下のもとで治療を行っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)入院①の退院時の傷病の状態と、入院②の傷病の状態に特段の差異はなく、入院②における申立人の状態は、日常生活に必要な基本動作が可能であり、処方された薬剤の種類や量から推測される疼痛の程度は、入院を要するほど重度とは言えない。

(2)入院②における主治医による診察は19日にとどまっており、治療内容も、外来通院で実施できる薬物療法、理学療法、リハビリの実施であったことから、入院②については、保険事故発生時の医学水準、医学常識に照らして客観的に必要な入院の必要性がなく、約款に定める入院（医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下に置いて治療に専念すること）に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院②は約款所定の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。